

令和 7 年度「若手社員がつながる！U35 交流会」企画・運営等業務に係る
制限付一般競争入札にかかる質問事項回答

質問	回答
会場費と食事代はすべて参加料で賄うものとし、受託者は会場費・食事代を支払う必要が無いという認識で良いか。 また、参加費の上限額はあるか。	会場費と食事代については、参加者負担の参加料で賄うものとして考えていただいて構いません。なお、交流イベントの開催の結果、会場費と食事代が、参加者へ事前に周知した参加料により賄えない場合は、受注者の責任において、必要に応じて、参加者から追加の参加料を徴収してください。
受託者は発注者へチラシのデータ納品のみを行い、印刷・発送業務は不要という認識で良いか。	ご認識の通り、受託者が作成したチラシの印刷・発送業務は不要です。
初回の交流会は、いつ頃の開催を想定されていますか？	令和 7 年 5 月頃（大型連休明け以降）の開催を予定しております。
定員の 8 割に満たないような参加者の場合の判断は？ 天候や感染症、個人的な理由のキャンセルも含め、お店へのキャンセル料が必要な場合誰が負担することとなるか？ 受託者負担の場合、予備費の予算を取っても良いか。	参加者が定員の 8 割に満たない場合でも、事業の効果が十分に発揮され则认为る場合は発注者と受注者で協議の上、開催の有無を判断します。 なお、参加者が定員の 8 割に満たないことを主な事由として開催を中止した場合は、原則として、1 回あたり委託料の 12 分の 1 に相当する額を減額します。この場合に発生したキャンセル料は発注者は負担しません。また、上述の理由のほか、受注者の責めに帰すべき事由により、開催を中止した場合は、原則として、1 回あたり委託料の 12 分の 1 に相当する額を減額します。この場合においても、発生したキャンセル料は発注者は負担しません。 天候や感染症等による参加者及び受注者の責めに帰さない事由により会場等へのキャンセル料が発生した場合は、会場等から直接発注者に費用を請求するものとし、費用は発注者が負担します。 なお、いずれの場合も、会場等へのキャンセル料金が発生しない期間内に、発注者と受注者で協議の上、開催有無を判断することを基本とします。 参加者の個人的な理由によるキャンセル料については発注者は負担しませんので、必要に応じて当該参加者からキャンセル料徴収を行ってください。 よって、会場等から直接発注者に費用を請求する場合の外、発注者がキャンセル料を負担することはありませんので、キャンセル料を想定した「予備費」を入札価格に算入する必要はありません。